

ひとり親の世帯構造

千年よしみ

1. はじめに

本稿では、ひとり親の世帯構造に注目し、どのような場合にひとり親が自分と子どものみから成る独立した世帯を営み、どのような場合に自分の親やきょうだいと同居するのか、先行研究および国勢調査などのデータからその関連要因を探り、計量分析から検証可能な仮説を立てる一助とする。

まずひとり親の定義を確認する。本稿では、国勢調査の定義を用いる。即ち、ひとり親とは、以下の 2 つのいずれかに該当する世帯の親とする。一つ目は、「母子世帯の母」、または「父子世帯の父」である。「母子（父子）世帯」とは、配偶関係が「未婚」、「死別」、「離別」のいずれかである母（父）と、未婚で且つ年齢が 20 歳未満である子どもから成る世帯である。二つ目は、「母子（父子）世帯の母（父）」と他の世帯員からなる世帯の母（父）である。最も一般的なのは、母子（父子）世帯の母（父）と子、および母（父）の親（子からみた祖父母）が同居している世帯である。「他の世帯員」には、母の 20 歳以上の子、および未婚でない子は含まれない。ここでは便宜上、阿部（2005）にならって、前者を「独立ひとり親（母子・父子）世帯」、後者を「同居ひとり親（母子・父子）世帯」と呼ぶことにする。そして、両者を合わせてひとり親世帯（母子世帯、父子世帯）と呼ぶことにする。また、世帯構造にかかわらず、母子世帯の母をシングル・マザー、父子世帯の父をシングル・ファーザー、両者を合わせてひとり親と呼ぶことにする。

ひとり親世帯の最も代表的な調査である厚生労働省の「全国ひとり親世帯等調査」¹では、母子世帯を「父のいない児童（満 20 歳未満の子どもであって、未婚のもの）がその母によって養育されている世帯」、父子世帯を「母のいない児童がその父によって養育されている世帯」と定義しており、1952 年の調査開始以来、親と同居している母子（父子）世帯をも一貫して集計対象としている。なお、全国ひとり親世帯調査では、父母ともにいない児童を（祖父母などが）養育している世帯（養育者世帯）も集計対象としている。本来、こどものウェル・ビーイングを考えるならば、養育者世帯についても分析対象とすべきであるが、本稿ではひとり親が親と同居するか否かの規定要因について探ることを目的としているため、ひとり親世帯のみを分析対象とする。

2. 先行研究

ひとり親を対象とした研究においては、これまで特に母子世帯における貧困に焦点が当てられてきた。長らく母子世帯の貧困研究においては、「未婚、死別、離別の女親とその未

¹ これまで 5 年に 1 度実施してきた「全国母子世帯等調査」が平成 28 年度から名称変更したもの。平成 23 年度までは、旧名称で実施。

婚の 20 歳未満の子ども」のみから成る一般世帯（つまり独立母子世帯）を研究対象としてきた。しかし、ひとり親の多くは、子どもと一緒に自分の親と同居する同居ひとり親世帯である。平成 29 年度全国ひとり親世帯等調査によると、子ども以外の同居者がいる母子世帯は 38.7%、父子世帯では 55.6%となっており（厚生労働省 2017）、同居ひとり親世帯は、特に父子世帯において無視できない割合を占めている。また、小山（2017）の 2014 年の世帯動態調査を用いた分析によると、過去 5 年に親世帯に転入した女性 176 人のうち 25 人（14.2%）が、転入した男性 127 人のうち 12 人（9.4%）が自身の離婚を理由とした同居であった。また、質的調査でも多くの母子世帯が離別当初に親と同居していたことが明らかにされている（葛西 2017）。

それでは、ひとり親世帯はどのような理由から親と同居するのであろうか。ひとり親となった時に親と同居するか否かは、まず自分と子どもが居住できる住宅を保有しているか否かによるところが大きいと思われる。ひとり親世帯の住居所有状況は、ひとり親の配偶状況（離別か死別か）と、ジェンダー、年齢による違いが大きい。平成 29 年度全国ひとり親世帯等調査によると、母子世帯の持ち家比率は 35.0%、父子世帯で 66.8%である。母子世帯の中でも、死別では持ち家比率は 58.8%、生別は 32.9%であり、死別で高い。一方、父子世帯のでは、死別で 68.8%、生別で 68.2%とほとんど差はみられない。母子世帯で死別の場合は、夫が亡くなった後もその住宅に居住し続けることが可能であるが、離婚などの生別の場合は、これまで居住していた住宅から転居する可能性が高いためであろう。特に夫による DV が理由で離別した場合には、転居先をつきとめられないように、親や知り合いの家に身を寄せず、民間のシェルターや、知り合いのいない地域に移動せざるを得ないケースもみられる（葛西 2017）。

以上の理由から、死別の場合には、同居ひとり親世帯となる可能性は低い、生別の場合には同居ひとり親世帯となる可能性は高いであろう。更に配偶状況からみれば、未婚のひとり親世帯の場合には、死別の場合よりも同居ひとり親世帯となる可能性が高いことが予想される。未婚のひとり親は、正式な結婚をしていないことから、相手の住宅に住み続ける可能性はほぼゼロに近く、親の家に住み続けるしか無いことが予想される。全国ひとり親世帯等調査では、未婚を含む親の配偶状況別に集計を行っていないため、この点に関しては、国勢調査の集計を後に確認する。

また、年齢によっても親と同居するか否かは異なることが予想される。まだ若年であれば、住宅などの資産を持つ可能性は低い。そして経済状態も不安定な可能性が高いであろう。従って、ひとり親は年齢が若いほど親と同居する可能性が高いと考えられる。

次に、シングル・マザー、シングル・ファーザーの親との同居にはどのような利点があるだろうか。母子（父子）世帯が親と同居する利点の一つとして、まず挙げられるのは、経済的支援が得られることであろう。1998 年、1999 年、2001 年の国民生活基礎調査のデータを用いて世帯構造別（親との同別居別）に、母子世帯の貧困率を推計した阿部（2005）によると、独立母子世帯の子どもの貧困率は 65～70%で推移しており、子どもの半数以上

が貧困状態にある。一方、同居母子世帯の子どもの貧困率は、30～35%と独立母子世帯の半分程度であった。このことから、親などとの同居は母子世帯の経済状況を改善するのに役立っていることが示唆される。

同居母子世帯の貧困改善機能を更に詳細に示した研究として、Shirahase and Raymo (2014) がある。この分析では 1986 年～2007 年までの国民生活基礎調査を用いて、独立母子世帯と同居母子世帯で、貧困率がどの程度異なるのかを計算している。その結果、独立母子世帯の貧困率は、52～65%の間を推移しているが、同居母子世帯では阿部 (2005) の推計同様、貧困率は半分程度であった。そして、独立母子世帯、同居母子世帯両方を合わせた全シングル・マザーの貧困率は 51～61%ほどであり、独立母子世帯のみで計算した貧困率よりも 12～20%ほど低いことがわかった。以上の結果から、同居母子世帯は同居親から経済的支援を受けることによって貧困のリスクを低減させていることがわかる。

その一方 Shirahase and Raymo (2014) は、1986 年から 2007 年にわたる 20 年間に於いて、同居母子世帯がほぼ 3 割と一定の水準で推移していることに注目し、経済的支援という利点があるにもかかわらず、同居母子世帯の割合が増加しない理由として、(1) 両者の地理的な距離、(2) 世代間関係の質、という 2 点を挙げている。前者は、雇用機会や住み慣れた地域から離れたくない、という意向が強く働くために、遠く離れた地域に居住する親と同居しない、といった例が挙げられる。葛西 (2017) によると、離婚後に母子世帯が同じ地域に住み続けることを選んだ理由として、子どもの学校や生活圏をなるべく変えたくない、という点を挙げる場合が多い。二つ目は、もともと親子間で折り合いが悪く、同居することによるストレスを避けるため、といった理由が挙げられる。また、シングル・マザーとその親、それぞれの状況が変化したことにより、同居が解消される可能性があることも指摘している。具体的には、シングル・マザーの方でより多くの収入を得られる仕事が見つかった、親の経済状態の悪化、などを契機として同居が解消されるケースである。

同居により得られる経済的側面以外の利点として、世話的支援を得られることが挙げられる。不破・柳下 (2017) は、ひとり親ではないが離死別者を対象として、世帯構造別（親との同別居別）に家事時間や労働時間について比較分析を行った。同居離死別女性は独立離死別女性に比べ、就業率・正規雇用率が高く、労働時間が長い傾向が見られた反面、家事頻度は低かった。一方、男性についてみると、同居離死別男性は独立離死別男性と比べ、就業率・正規雇用率が低く、労働時間も短かった。また、家事頻度も低い傾向がみられた。以上のことから、同居離死別者は、親と同居することにより私的な世話的支援の恩恵を得ていると言えよう。これは、母子（父子）世帯にもおそらく当てはまるものと思われる。ひとり親にとって、親との同居は育児に関する支援を受けられるという点で、大きな利点であろう。

また、同居に伴う感情面へのサポートや世話的支援がひとり親の心身の健康にプラスの効果をもたらす可能性も否定できない。Raymo & Zhou (2012) によると、同居はシングル・マザーの健康面にプラスの効果がある。2001 年に日本労働研究機構が実施した「母子世帯

の母への就業支援に関する調査」を用いて、シングル・マザーを世帯構造別（親との同別居別）に主観的経済状況と主観的健康度を比較したところ、同居母子世帯のシングル・マザーは独立母子世帯のシングル・マザーと比べ、主観的経済状況と主観的健康度が良い状態にあることが判明した。特に、健康状態が悪いシングル・マザーが親と同居する傾向が強く、私的サポートがシングル・マザーの健康面に及ぼすプラスの効果は見逃せない。ただし、健康面へのプラスの効果は、不安感軽減などの感情面へのプラスの効果なのか、親からの育児支援や家事支援がシングル・マザーの疲労や体調悪化の軽減に役立っているのか、具体的なことははっきりしない。

一方、シングル・マザーが子どもと過ごす時間と共に夕食を食べる回数について、2011年の労働政策研究・研修機構が実施した「第1回子育て世帯全国調査」を用いて分析を行った Raymo 他 (2014) の研究によれば、同居母子世帯のシングル・マザーは別居母子世帯、および有配偶の母親と比べて、子どもと一緒に過ごす時間が短く、夕食を食べる回数も少なかった。この理由について、著者らは同居している祖父母が母親の代わりとなって、子どもと一緒に夕食を食べるなどしており、母親はその分の時間を仕事に使っているため、と説明している。同居母子世帯の場合、シングル・マザーは子どもの世話を祖父母に任せることができるため、その分労働時間を長くする方向に向かっているのかもしれない。

以上みてきたように、ひとり親がその親と同居するにあたっては、経済的・世話的・時間的といった様々な側面において、多くの利点があるように思われる。それにもかかわらず、親との同居が母子世帯でわずかに 40%弱²であるのは、どう説明したらよいのだろうか。2000年代に入り、母子世帯を対象とした研究は、ひとり親世帯内部の格差、特に学歴をはじめとする社会階層に着目するようになってきた（藤原 2010）。そこで少しずつ見えてきたのは、ひとり親世帯内部にも格差があること、そしてより深刻な状況に置かれている底辺層の問題である。同じ母子世帯でも学歴が高いほど親との同居率が高く、親族から支援を受けている可能性が高いかもしれない。その反面、学歴が低いほど離婚理由は借金や暴力であり、財産分与や養育費ももらえない、といった経済的困窮につながる要因が山積している。更に、親からの支援やサポートしてくれる知り合いもない、といった社会的孤立状態に置かれている可能性が高い。その一方で、経済的に困窮していたり、健康状態が悪い場合に親と同居している傾向が強い（Raymo and Zhou 2012）、という結果もあり、シングル・マザーの社会経済的状況と親との同別居の関係は、はっきりしない。

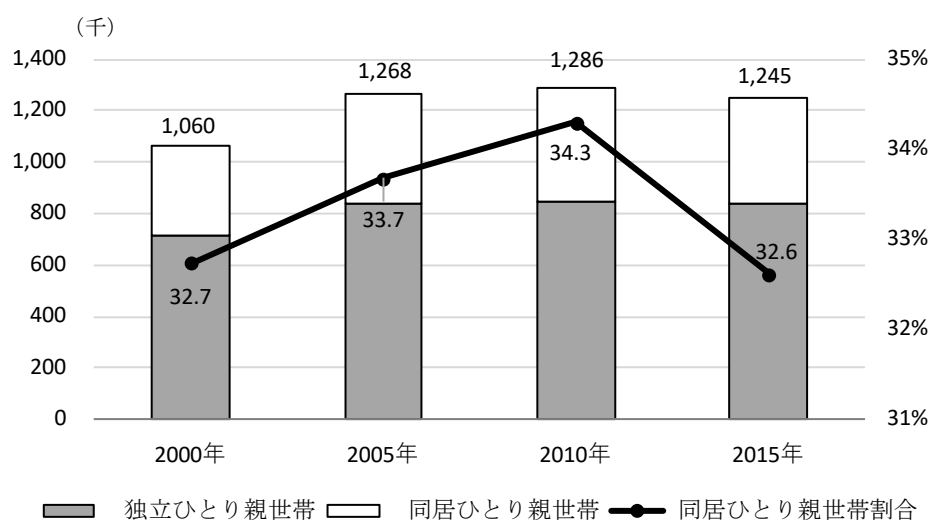
3. ひとり親世帯の現状

本節では、ひとり親世帯の親との同別居要因を探るために、国勢調査を用いて世帯構造別（同居ひとり親世帯・独立ひとり親世帯）にそれぞれの属性を把握する。一般に各種統計調査においては、世帯主を軸として世帯を分類するため、親などと同居する母子世帯は「その他の親族世帯」などに分類されがちである。国勢調査についても、家族類型の分類

² 平成 29 年度全国ひとり親等世帯等調査による。

は、核家族以外については世帯内のもっとも若い世代の夫婦を基準としているため、子世代が夫婦ではない世帯については、詳細な家族類型の分類はなされていない（小山 2017）。そもそも国勢調査において、母子（父子）世帯に関する統計は、2005 年までは独立母子（父子）世帯のみを集計対象としていた。しかし、2010 年の国勢調査においてはじめて「未婚、死別又は離別の女（男）親と、その未婚の 20 歳未満の子供のみから成る一般世帯」に加え、母子（父子）および「他の世帯員」を含めた一般世帯も集計されることとなった。つまり、従来の独立母子世帯のみの集計の他に、同居母子世帯をも含めた母子世帯を「母子世帯（他の世帯員のいる世帯を含む）」という名称を用いて集計結果を公表するようになった。この「母子世帯（他の世帯員のいる世帯を含む）」と独立母子世帯の集計の差から、同居母子世帯の集計結果も算出することができる。

また、2015 年国勢調査においては、本稿で用いる定義で同居母子（父子世帯）世帯を含めた合計を平成 12 年にまで遡って集計している。この他に、独立母子（父子）世帯の数も集計されているので、これらの数値から同居母子（父子）世帯の数も計算することが出来る。そこで、まず図 1a に 2000 年から 2015 年の世帯構造別ひとり親世帯数と同居ひとり親世帯割合、図 1b に世帯構造別母子世帯数と同居母子世帯割合、そして図 1c に世帯構造別父子世帯数と同居父子世帯割合の推移を示す。



出所：平成 27 年国勢調査 世帯構造等基本集計結果 結果の概要

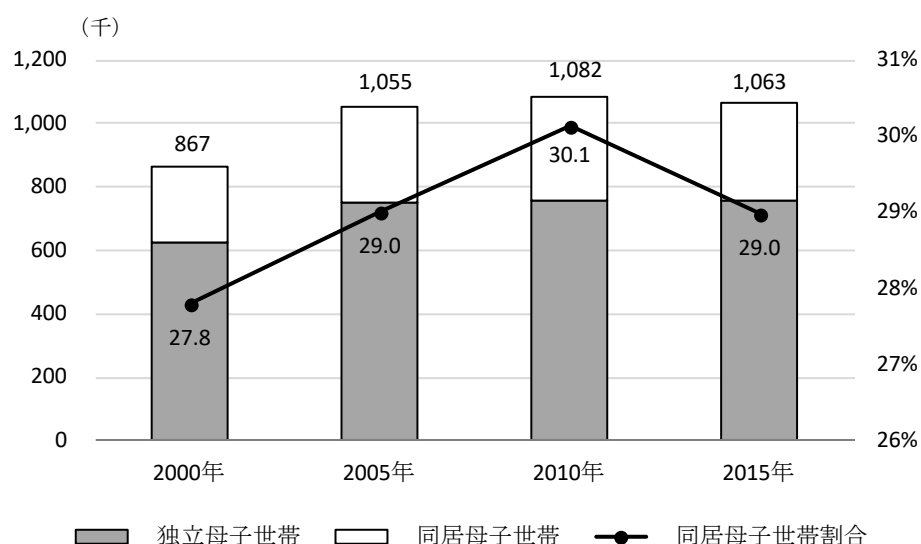
表 I-1 総世帯数、一般世帯及び施設等の世帯数の推移—全国（平成 12 年～27 年）から筆者作成

図 1a 世帯構造別、ひとり親世帯数と同居ひとり親世帯割合 2000 年～2015 年

母子世帯・父子世帯両方を合計して、ひとり親世帯数と同居ひとり親世帯割合を計算し、その推移を 2000 年～2015 年にかけて図示したのが、図 1a である。ひとり親世帯の動向は、当然ながら大きな割合を占める母子世帯の変化に左右される面が大きい。ひとり親世帯数

は、2000年に106万であったところ、2005年には126万8千と120万を突破した。更に2010年に128万6千と増加を続けた後、2015年に124万5千に減少した。同居ひとり親世帯割合は、2000年に32.7%、2005年に33.7%、そして2010年には34.3%とピークに達したが、2015年には32.6%へ低下している。同居ひとり親世帯割合は、2000年から一貫して3分の1程度とすることができよう。

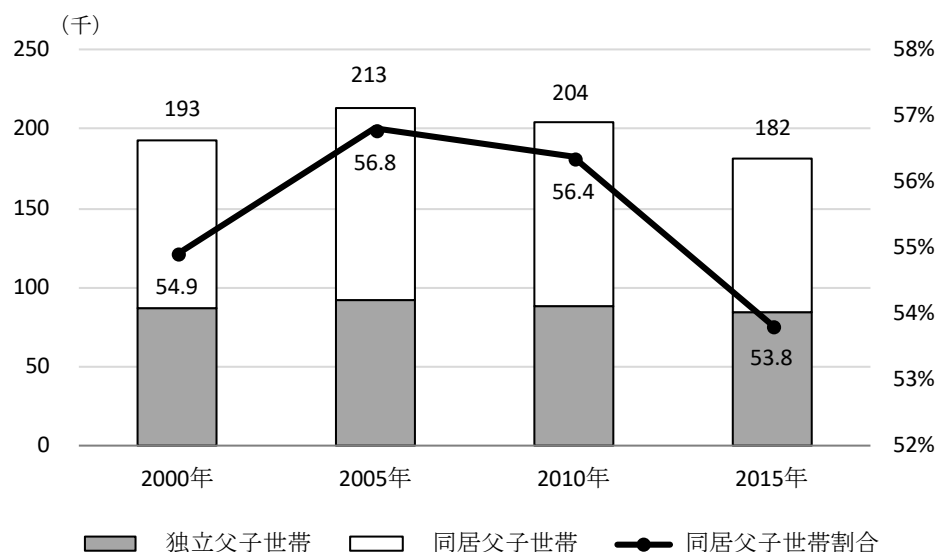
次に図1bの母子世帯の変化をみると、母子世帯数は2000年の86万7千から増加を続け、2005年には105万5千と100万を超えた。そして、2010年の108万2千で頂点に達し、2015年には106万3千となって2010年より2万ほど減少した。一方、同居母子世帯割合は、2000年には27.8%であったが、母子世帯数の上昇とともに増加し、2010年には30.1%で3割を超えた。しかし、2015年には29.0%と3割を切っている。2000年代を概観すると同居母子世帯割合は概ね3割前後であり、Shirahase & Raymo (2014)の結果と一致する。



出所：平成27年国勢調査 世帯構造等基本集計結果 結果の概要
表I-1 総世帯数、一般世帯及び施設等の世帯数の推移—全国（平成12年～27年）から筆者作成

図1b 世帯構造別、母子世帯数と同居母子世帯割合 2000年～2015年

図1cの父子世帯の動向をみると、父子世帯数は、2000年の19万3千から2005年には21万3千と20万を超えた。そして、2010年には20万4千と減少し始め、2015年には18万2千と更に低下した。父子世帯に占める同居父子世帯割合は、2000年の54.9%から2005年の56.8%と増加するが、2010年には56.4%、2015年には53.8%と減少傾向にある。



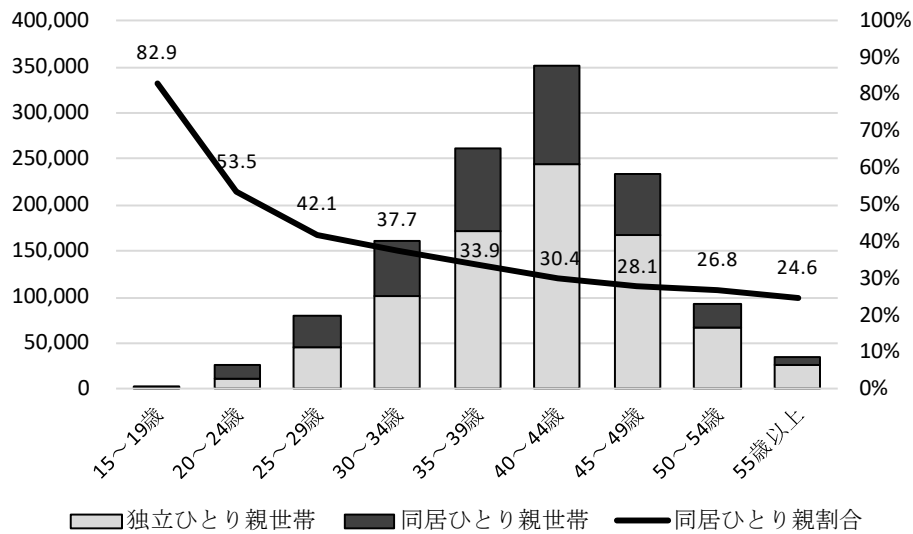
出所：平成 27 年国勢調査 世帯構造等基本集計結果 結果の概要
表 I-1 総世帯数、一般世帯及び施設等の世帯数の推移—全国（平成 12 年～27 年）から筆者作成

図 1c 世帯構造別、父子世帯数と同居父子世帯割合 2000 年～2015 年

図 1b、図 1c から見えてくるのは、シングル・ファーザーに比べて圧倒的に多いシングル・マザー数、そしてシングル・ファーザーで高い親同居割合である。同居ひとり親世帯割合は、父子世帯で 5 割以上と半数を超える一方、母子世帯では一貫して 3 割前後を維持しており、平成 29 年度全国ひとり親等調査の結果（母子世帯 38.7%、父子世帯 55.6%）（厚生労働省 2017）と比べると、母子世帯で乖離が大きい、父子世帯ではほぼ同レベルである。

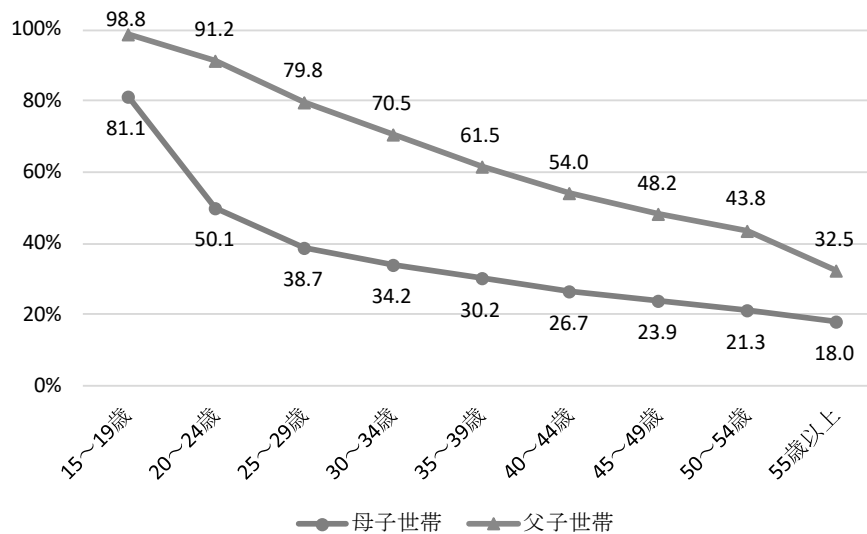
それでは、ひとり親世帯の年齢と親同居割合はどのような関係になっているのだろうか。図 2 にひとり親全体の年齢と世帯構造別ひとり親世帯数と親同居割合を示す。

ひとり親全体で見ると、親同居割合は 3 分の 1 程度であったが、その割合は年齢によって著しく異なることが図 2 よりわかる。第 2 節で予想した通り、年齢が低いほど親同居割合は高く、年齢と共にその割合は減少する。例えば、15-19 歳ではひとり親 3,243 人のうち、独立した世帯を持っているのは 554 人、親と同居しているのは 2,689 人で親同居割合は 82.9%と 8 割を超える。ひとり親世帯数は 40-44 歳で 35 万を超え最も多くなるが、この年代での親同居割合は 30.4%である。この割合は 55 歳以上になると 24.6%まで低下する。一方で年齢別にみた親同居割合は、ここでもジェンダーによって大きく異なることに注意する必要がある。図 3 に、シングル・マザー、シングル・ファーザー別に年齢別親同居割合を示す。



出所：平成 27 年国勢調査 世帯構造等基本調査 表番号 01101, 01701 から筆者作成

図 2 2015 年ひとり親の年齢別・世帯構造別ひとり親世帯数、同居ひとり親世帯割合



出所：平成 27 年国勢調査 世帯構造等基本調査 表番号 01101, 01701 から筆者作成

図 3 2015 年 シングル・マザー・シングル・ファーザー別、親同居割合

シングル・マザーとシングル・ファーザーの親同居割合の差は、すでに 15-19 歳ではっきりみられる。この年齢での同居割合は、シングル・ファーザーで 98.8%であるのに対し、シングル・マザーは 81.1%と 17.7 ポイントもの差がある。そして両者の差は 20 代で 41.1 ポイントと最大の開きを見せる。20-24 歳でもシングル・ファーザーの親同居割合は 91.2%

と 9 割を超えているのに対して、シングル・マザーは一举に 50.1%と半分まで低下する。更に 25-29 歳でシングル・マザーの親同居割合は 38.7%まで下がり、4 割を下回る。一方、シングル・ファーザーの方は 79.8%であり、まだ 8 割程度が親と同居している。男女間の差が最も縮まるのは 55 歳以上になってからで、その年齢でシングル・マザーは 18.0%、シングル・ファーザーが 32.5%となっており、その差は 14.4 ポイントである。

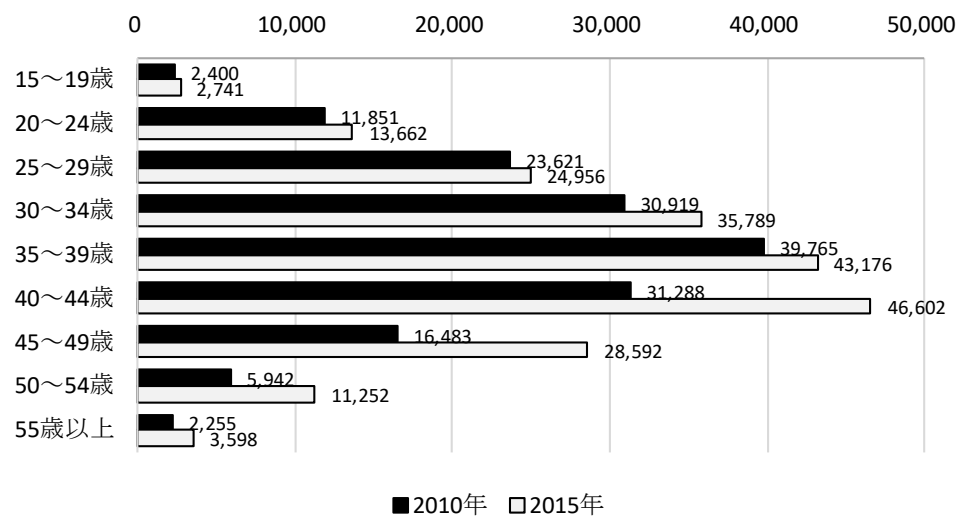
また、第 2 節では、配偶関係別にみた場合、親同居割合は未婚で高いことを予想した。それでは、配偶関係と親同居割合の関係はどのようになっているのだろうか。その前に、まず、ひとり親の配偶関係の状況を確認しておこう。表 1 はひとり親の配偶関係を 2010 年と 2015 年で比較したものである。図 1a でみたように 2015 年のひとり親数は 2010 年よりも減少し 124 万 4 千となっている。ここで興味深いのは、死別と離別では減少傾向が見られるのに対し、未婚のひとり親は 16 万 4 千から 21 万へ増加傾向を示していることである。西（2017）による 2015 年の国勢調査を用いたシングル・マザーの分析でも死別・離別は減少しているにもかかわらず、未婚は増加していることが明らかにされていた。2010 年に 13 万 2 千だった未婚シングル・マザーは、2015 年には 17 万 6 千まで上昇している。そして、シングル・ファーザーでも増加幅は小さいものの、3 万 2 千から 3 万 3 千へ上昇している。

表 1 ひとり親の配偶関係の変化：2010 年と 2015 年

	ひとり親			
	総数	未婚	死別	離別
2010年	1,285,891	164,524	105,262	1,016,105
2015年	1,244,208	210,368	91,925	941,915
	シングル・マザー			
	総数	未婚	死別	離別
2010年	1,081,699	132,052	77,912	871,735
2015年	1,062,702	176,681	67,014	819,007
	シングル・ファーザー			
	総数	未婚	死別	離別
2010年	204,192	32,472	27,350	144,370
2015年	181,506	33,687	24,911	122,908

出所：平成 27 年国勢調査 世帯構造等基本調査 表番号 01101、01701、平成 22 年国勢調査 産業等基本集計表番号 03210、036110

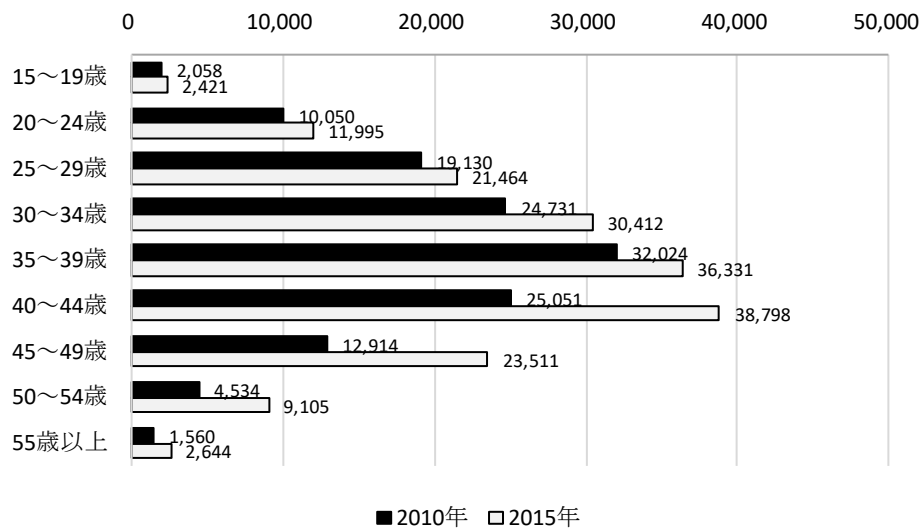
一般に未婚のひとり親は若年層で多いというイメージがある。図 4a は、未婚のひとり親の年齢別にひとり親の推移を 2010 年と 2015 年で比較したものである。これを見ると、未婚のひとり親は 10 代や 20 代よりも 40 代以上で大幅に増加している。特に 40-44 歳では 2010 年の 3 万 1 千人から 4 万 6 千人と大幅増である。



出所：平成 27 年国勢調査 世帯構造等基本調査 表番号 01101、01701、平成 22 年国勢調査 産業等基本集計表番号 03210、036110

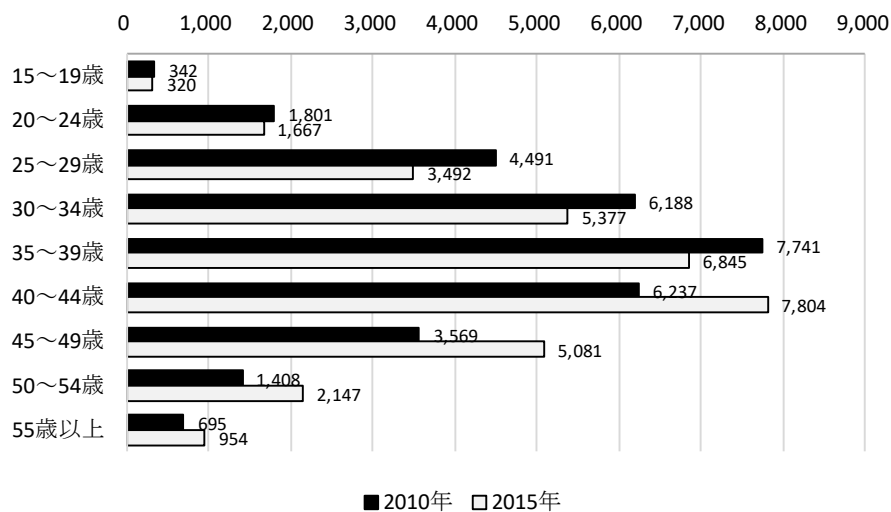
図 4a 年齢別、未婚ひとり親数：2010 年と 2015 年

未婚ひとり親数の変化をシングル・マザー、シングル・ファーザー別に見ると、シングル・マザーでは全ての年齢について 2015 年で増加している（図 4b）。その一方、シングル・ファーザーについては、40 代以上では増加しているが、30 代より若い層ではむしろ低下している（図 4c）。



出所：平成 27 年国勢調査 世帯構造等基本調査 表番号 01101 平成 22 年国勢調査 産業等基本集計表番号 03210

図 4b 年齢別、未婚シングル・マザー数：2010 年と 2015 年

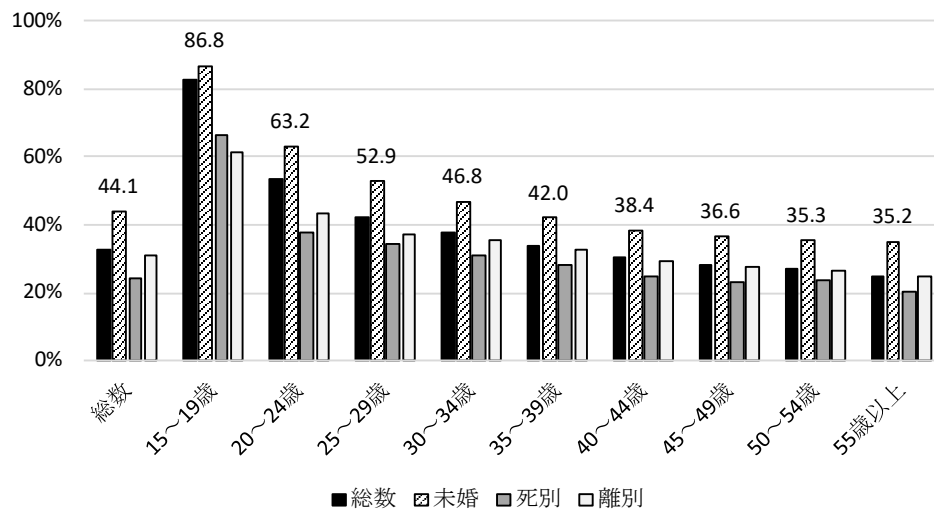


出所：平成 27 年国勢調査 世帯構造等基本調査 表番号 01701、平成 22 年国勢調査 産業等基本集計表
番号 036110

図 4c 年齢別、未婚シングル・ファーザー数：2010 年と 2015 年

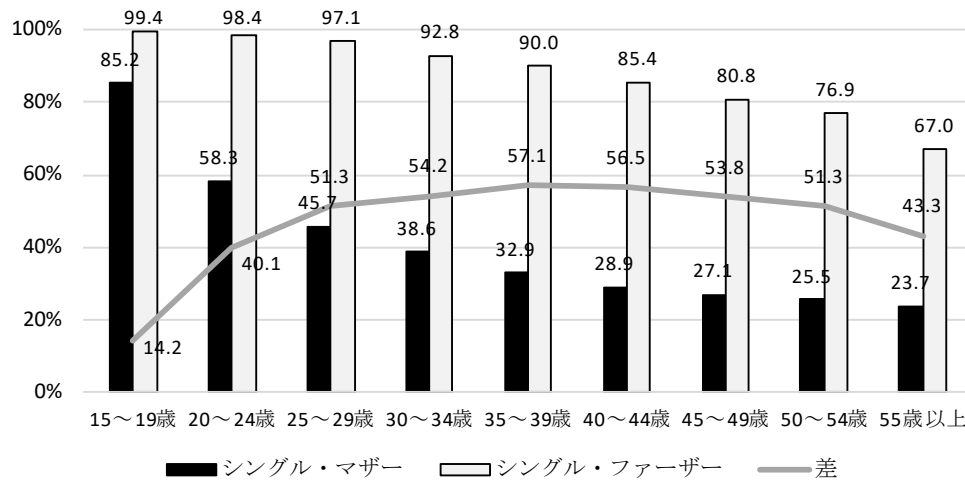
ひとり親世帯は 2010 年から 2015 年の間に減少傾向にあったが、配偶関係でみた場合、未婚のひとり親は増加していることがわかった。そもそも未婚のひとり親は、離別や死別のひとり親と比べ、親同居割合は高いのであろうか。また、一般に年齢と共に親同居割合は減少するが、年齢を重ねても離別や死別と比べ、未婚のひとり親の同居割合は高いのだろうか。図 5 に、ひとり親の年齢別にみた配偶関係別の親同居割合（2015 年）を示す。まず総数からみると、未婚ひとり親の親同居割合は 44.1%となっており、死別の 24.4%、離別の 30.8%よりもかなり高い。親同居割合は、年齢と共に全ての配偶関係で減少するが、どの年齢でも一貫して親同居割合は未婚で一番高い。年齢 55 歳以上で親同居割合は最も低くなり、死別で 20.5%、離別で 24.6%となるが、未婚では 35.2%と 3 分の 1 を超えている。

母子世帯・父子世帯を比べてみると、全ての配偶関係で親同居割合は父子世帯で高く、その差は、未婚で最も大きい。図 6a に 2015 年における未婚シングル・マザー、シングル・ファーザーの親同居割合を年齢別に示す。また、シングル・マザー、シングル・ファーザー間の親同居割合の差を折れ線で示した。まず総数からみると、未婚シングル・マザーの同居割合は 35.7%、未婚シングル・ファーザーの同居割合は 87.7%であり、両者の差は 52 ポイントにも及ぶ。まだ若年である 15-19 歳でのシングル・マザーの親同居割合は 85.2%、シングル・ファーザーは 99.4%と既に大きな差が見られるが、まだ両者の差は 14.2 ポイントでおさまっている。20-24 歳ではシングル・マザーが 58.3%と 6 割を切るのに対し、シングル・ファーザーは 98.4%が同居世帯である。両者の差が最も開くのは、30 代後半から 40 代前半にかけてで、シングル・マザーの同居割合が約 3 分の 1 であるのに対し、シングル・ファーザーでは 9 割であり、その差は 57.1 ポイントにも及ぶ。



出所：平成 27 年国勢調査 世帯構造等基本調査 表番号 01101、01701 から筆者作成

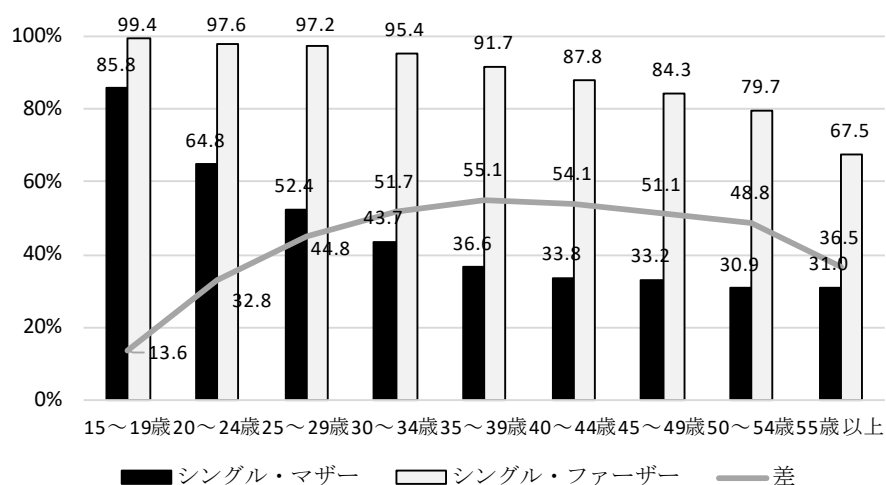
図 5 ひとり親の年齢別、配偶関係別、親同居割合：2015 年



出所：平成 27 年国勢調査 世帯構造等基本調査 表番号 01101、01701 から筆者作成

図 6a 未婚シングル・マザー、シングル・ファーザーの年齢別親同居割合 2015 年

図 6b には 2010 年における未婚シングル・マザーと未婚シングル・ファーザーの年齢別親同居割合と、両者の差を示した。両者の差は、2010 年では総数で 49.0 ポイント、2015 年では 52.0 ポイントであったから、2015 年でその差はさらに広がったと言える。



平成 22 年国勢調査 産業等基本集計表番号 03210, 036110 から筆者作成

図 6b 未婚シングル・マザー、シングル・ファーザーの年齢別親同居割合 2010 年

次に、ひとり親世帯の住宅について、同居ひとり親世帯と独立ひとり親の違いみてみよう（表 2a 参照）。前述したように、ひとり親世帯の総数は、2010 年の 128 万 5 千から 2015 年の 124 万 4 千に減少した。それに伴い住宅に居住するひとり親世帯も 127 万 8 千から 122 万 5 千へ減少している。その一方、住宅以外に居住するひとり親世帯は、7 千 8 百から 1 万 8 千へ大幅に増加している。総数に占める割合も、0.5%から 1.5%へ上昇している。これを、ひとり親世帯の世帯構造別にみると、住宅以外に居住するひとり親世帯は、独立ひとり親世帯で 7 千 2 百から 1 万 6 千へ、そして同居ひとり親世帯では 593 から 1,612 へ増加している。特に独立ひとり親世帯では、住宅以外に居住する割合は、0.9%から 2.0%へ上昇している。国勢調査の「住宅以外」は、寄宿舍・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物を指す。あくまでも推測であるが、DV 被害者用のシェルターなどに居住するケースが増加しているのかもしれない。

離婚当初は、母子世帯の場合、知り合い宅に間借りするケースも多々見られるため、主世帯と間借りの内訳についてみると、どちらも数としても割合としても減少している。総数では、間借りが 2010 年の 4 万千から 2 万 9 千へ減少し、その割合も 3.3%から 2.4%へ減少した。同様の傾向は、独立ひとり親世帯についても、同居ひとり親世帯についても見られるが、独立ひとり親世帯で下げ幅が大きい。

主世帯であるひとり親の住宅の種類についてみると、最も多いのが「持ち家」で 48.7%と半数弱を占める。次に「民営の借家」が 34.6%と 3 分の 1 強を占める。続いて、「公営の借家」の 14.3%となっているが、「都市再生機構」と「給与住宅」の割合は非常に低く、それぞれ 1.7%と 0.7%を占めるにすぎない。2010 年と比べてみると、「持ち家」と「民営の

表 2a ひとり親の世帯構造別、住宅の種類と所有関係：2010 年と 2015 年

	ひとり親世帯合計		独立ひとり親世帯		同居ひとり親世帯	
	2010年	2015年	2010年	2015年	2010年	2015年
総数	1,285,891	1,244,208	844,661	838,727	441,230	405,481
住宅	1,278,010	1,225,860	837,373	821,993	440,637	403,867
住宅以外	7,880	18,336	7,287	16,724	593	1,612
総数(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
住宅	99.4	98.5	99.1	98.0	99.9	99.6
住宅以外	0.6	1.5	0.9	2.0	0.1	0.4

	ひとり親世帯合計		独立ひとり親世帯		同居ひとり親世帯	
	2010年	2015年	2010年	2015年	2010年	2015年
住宅	1,278,010	1,225,860	837,373	821,993	440,637	403,867
主世帯	1,236,413	1,196,201	798,406	794,286	438,007	401,915
間借り	41,597	29,659	38,967	27,707	2,630	1,952
住宅(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
主世帯	96.7	97.6	95.3	96.6	99.4	99.5
間借り	3.3	2.4	4.7	3.4	0.6	0.5

	ひとり親世帯合計		独立ひとり親世帯		同居ひとり親世帯	
	2010年	2015年	2010年	2015年	2010年	2015年
住宅主世帯	1,236,413	1,196,201	798,406	794,286	438,007	401,915
持ち家	589,948	582,991	235,468	252,746	354,480	330,245
公営の借家	197,596	170,805	174,660	152,191	22,936	18,614
都市再生機構	24,580	20,291	19,876	16,707	4,704	3,584
民営の借家	414,744	414,164	360,598	366,043	54,146	48,121
給与住宅	9,545	7,950	7,804	6,599	1,741	1,351
住宅主世帯(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
持ち家	47.7	48.7	29.5	31.8	80.9	82.2
公営の借家	16.0	14.3	21.9	19.2	5.2	4.6
都市再生機構	2.0	1.7	2.5	2.1	1.1	0.9
民営の借家	33.5	34.6	45.2	46.1	12.4	12.0
給与住宅	0.8	0.7	1.0	0.8	0.4	0.3

注 1) 2015 年の住宅の種類不詳は除く

平成 27 年国勢調査 世帯構造等基本集計 表番号 01300, 01900, 平成 22 年国勢調査 産業等基本集計 表番号 03100, 03500 から筆者作成

借家」が 1 ポイント程度上昇しているが、残りは減少している。次に、独立ひとり親世帯と同居ひとり親世帯に分類して、住宅の種類をみると、両者の違いは非常に大きいことがわかる。まず「持ち家」比率であるが、同居ひとり親の 8 割以上（82.2%）が持ち家に居住しているのに対し、独立ひとり親世帯では、3 割程度（31.8%）を占めるにすぎない。同居ひとり親世帯で次に多いのは、「民営の借家」で、12.0%であるが、独立ひとり親世帯では 46.1%であり、独立ひとり親世帯では最も多い住宅の所有形態となっている。

表 2b シングル・マザーの世帯構造別、住宅の種類と所有関係：2010 年と 2015 年

	母子世帯合計		独立母子世帯		同居母子世帯	
	2010年	2015年	2010年	2015年	2010年	2015年
総数	1,081,699	1,062,702	755,972	754,724	325,727	307,978
住宅	1,074,205	1,045,269	748,948	738,633	325,257	306,636
住宅以外	7,494	17,422	7,024	16,082	470	1,340
総数(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
住宅	99.3	98.4	99.1	97.9	99.9	99.6
住宅以外	0.7	1.6	0.9	2.1	0.1	0.4

	母子世帯合計		独立母子世帯		同居母子世帯	
	2010年	2015年	2010年	2015年	2010年	2015年
住宅	1,074,205	1,045,269	748,948	738,633	325,257	306,636
主世帯	1,036,087	1,018,012	712,971	712,962	323,116	305,050
間借り	38,118	27,257	35,977	25,671	2,141	1,586
住宅(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
主世帯	96.5	97.4	95.2	96.5	99.3	99.5
間借り	3.5	2.6	4.8	3.5	0.7	0.5

	母子世帯合計		独立母子世帯		同居母子世帯	
	2010年	2015年	2010年	2015年	2010年	2015年
住宅主世帯	1,036,087	1,018,012	712,971	712,962	323,116	305,050
持ち家	440,762	448,199	184,840	201,734	255,922	246,465
公営の借家	186,409	162,106	167,146	146,217	19,263	15,889
都市再生機構	21,922	18,359	18,170	15,437	3,752	2,922
民営の借家	379,960	383,331	337,001	344,512	42,959	38,819
給与住宅	7,034	6,017	5,814	5,062	1,220	955
住宅主世帯(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
持ち家	42.5	44.0	25.9	28.3	79.2	80.8
公営の借家	18.0	15.9	23.4	20.5	6.0	5.2
都市再生機構	2.1	1.8	2.5	2.2	1.2	1.0
民営の借家	36.7	37.7	47.3	48.3	13.3	12.7
給与住宅	0.7	0.6	0.8	0.7	0.4	0.3

注 1) 2015 年の住宅の種類不詳は除く

平成 27 年国勢調査 世帯構造等基本集計 表番号 01300 平成 22 年国勢調査 産業等基本集計 表番号 03100 から筆者作成

これまでも見てきたように、ひとり親については、ジェンダー間の格差は非常に大きい
ため、住宅についても母子世帯・父子世帯に分けて、それぞれの居住状態を検討する。表
2b は、母子世帯の住宅について、表 2c は父子世帯の住宅についてまとめたものである。や
はり、住宅以外に居住する母子世帯は増加しており、特に独立母子世帯では、2010 年の 7
千から 2015 年には 1 万 6 千まで増えている。総数に占める割合も 0.9%から 2.1%へ倍増
している。一方、父子世帯についても、住宅以外の居住者は増えているが母子世帯ほど数
自体も多くなく、割合も 2015 年で 0.5%と非常に低い。

表 2c シングル・ファザーの世帯構造別、住宅の種類と所有関係：2010 年と 2015 年

	父子世帯合計		独立父子世帯		同居父子世帯	
	2010年	2015年	2010年	2015年	2010年	2015年
総数	204,192	181,506	88,689	84,003	115,503	97,503
住宅	203,805	180,591	88,425	83,360	115,380	97,231
住宅以外	386	914	263	642	123	272
総数(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
住宅	99.8	99.5	99.7	99.2	99.9	99.7
住宅以外	0.2	0.5	0.3	0.8	0.1	0.3

	父子世帯合計		独立父子世帯		同居父子世帯	
	2010年	2015年	2010年	2015年	2010年	2015年
住宅	203,805	180,591	88,425	83,360	115,380	97,231
主世帯	200,326	178,189	85,435	81,324	114,891	96,865
間借り	3,479	2,402	2,990	2,036	489	366
住宅(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
主世帯	98.3	98.7	96.6	97.6	99.6	99.6
間借り	1.7	1.3	3.4	2.4	0.4	0.4

	父子世帯合計		独立父子世帯		同居父子世帯	
	2010年	2015年	2010年	2015年	2010年	2015年
住宅主世帯	200,326	178,189	85,435	81,324	114,891	96,865
持ち家	149,186	134,792	50,628	51,012	98,558	83,780
公営の借家	11,187	8,699	7,514	5,974	3,673	2,725
都市再生機構	2,658	1,932	1,706	1,270	952	662
民営の借家	34,784	30,833	23,597	21,531	11,187	9,302
給与住宅	2,511	1,933	1,990	1,537	521	396
住宅主世帯(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
持ち家	74.5	75.6	59.3	62.7	85.8	86.5
公営の借家	5.6	4.9	8.8	7.3	3.2	2.8
都市再生機構	1.3	1.1	2.0	1.6	0.8	0.7
民営の借家	17.4	17.3	27.6	26.5	9.7	9.6
給与住宅	1.3	1.1	2.3	1.9	0.5	0.4

注1) 2015 年の住宅の種類不詳は除く。

注2) 平成 27 年国勢調査 世帯構造等基本集計 表番号 01900, 平成 22 年国勢調査 産業等基本集計 表番号 03100 から筆者作成

主世帯か・間借りか、については、独立母子世帯でも同居母子世帯でも主世帯が増えて間借りが減少しており、母子世帯全体では間借りが占める割合は、3.5%から 2.6%へ 1 ポイントほど減少している。父子世帯についても同様の傾向がみられるが、もともと間借りの割合は低いため、1.7%から 1.3%へ減少しているが、大きな変化はみられない。間借りの割合は低下しているとはいえ、独立母子世帯と独立父子世帯の間借りの割合を比較してみると、2010 年時点では独立母子世帯が 4.8%、独立父子世帯が 3.4%、2015 年には、前者が 3.5%、後者が 2.4%となっており、母子世帯で間借りが多い状態に変化はみられない。

母子世帯の住宅所有関係についてみると、同じ母子世帯でも独立母子世帯と同居母子世帯では、やはり分布が大きく異なる。同居母子世帯では、持ち家は 8 割であり、次に民営

の借家で 12.7%である。公営の借家や都市再生機構、給与住宅は少ない。一方、独立母子世帯は、持ち家が 2010 年の 25.9%から 2015 年には 28.3%と若干増加したものの、3 割に満たない。半数弱（48.3%）が民営の借家住まいであり、家賃負担の大きいことが予想される。持ち家（28.3%）を除くと、同居母子世帯と比べて公営の借家が 2 割と大きな割合を占めているのが特徴である。

父子世帯の住宅所有関係の特徴は、母子世帯と比較して、独立父子世帯と同居父子世帯の違いが小さい。持ち家の割合をみると、同居父子世帯で 86.5%、独立父子世帯でも 62.7%であり、独立母子世帯の持ち家率（28.3%）と比べると大きな違いである。独立父子世帯の方で、民営の借家（26.5%）や公営の借家（7.3%）が同居父子世帯よりも高い傾向があるのは、母子世帯と同様である。しかし、独立母子世帯と比べると、民営の借家が独立母子世帯では 48.3%であるのに対し、独立父子世帯では 26.5%、公営の借家が独立母子世帯では 20.5%であるのに対し、独立父子世帯では 7.3%であり、驚くほどの違いがある。一方、同居母子世帯と同居父子世帯については、持ち家の割合は同居母子世帯で 80.8%、同居父子世帯で 86.5%と同居父子世帯の方で高いものの、独立母子世帯と独立父子世帯の間にみられるような大きな差はみられない。

4. まとめ

本章では、ひとり親の世帯構造、特に親との同別居の規定要因について探るため、ひとり親と親との関係について論じた先行研究、及び国勢調査 2015 年、2010 年の公表データから、ひとり親の性別、年齢、配偶関係と親との同別居との関係について基本的情報を収集した。

2000 年代においては、ひとり親世帯の親との同居割合は、3 分の 1 程度で推移していた。しかし、母子世帯と父子世帯の差は非常に大きく、母子世帯の親との同居割合は概ね 3 割台、父子世帯の親との同居割合は概ね 5 割台で推移していた。また、年齢と同居割合との関係では、年齢階級が若いほど同居割合が高かった。配偶関係では、未婚で親との同居割合が高く、年齢の上昇と共に同居割合は減少するものの、未婚で親との同居割合が最も高いことに変化はみられなかった。

さらに、ひとり親の住宅所有関係を母子世帯・父子世帯で比べたところ、母子世帯の持ち家割合は 44%であるのに対し、父子世帯では 75.6%で大きな差がみられた。しかし、それぞれを世帯構造別に比較すると、同居母子世帯と同居父子世帯は、どちらも持ち家割合が 8 割台でそれほど大きな違いはみられない。その反面、独立母子世帯と独立父子世帯を比べると、持ち家割合は前者で 3 割に満たないのに対し、後者では 6 割を上回っている。民営の借家に関しては、独立母子世帯で 5 割弱であるが、独立父子世帯では 4 分の 1 程度、そして公営の借家に関しては、独立母子世帯で 20.5%のところ、独立父子世帯では 7.3%と、大きな違いがみられた。

ひとり親の世帯構造に関する研究は、まだ数少ないが、幾つかの先行研究によると、親

と同居することで、母子世帯は親から経済的・世話的・時間的な私的支援を受けていることが示唆された。それにもかかわらず、親との同居割合が母子世帯・父子世帯それぞれについてあまり大きな変化が無く推移しているのは、親の居住地との物理的な距離、子どもの学校区を変えたくないといった子どもを中心とした理由、親の住宅事情など、本稿で分析出来なかった様々な要因があると思われる。更に近年の研究からは、ひとり親世帯内部の格差に注目が集まっている。底辺層が直面する貧困、DV や借金により離別、頼る親族も無く社会的孤立状態に置かれている、といった問題に複合的に直面している状態が明らかにされつつある。実際に、世帯構造別にひとり親を把握出来るデータを用いて、さまざまな要因との関連を探ることを次の課題としたい。

参考文献

(日本語)

阿部彩 (2005) 「子どもの貧困—国際比較の視点から—」 国立社会保障・人口問題研究所編『子育て世帯の社会保障』 東京大学出版会, 119-142.

阿部彩 (2008) 『子どもの貧困—日本の不公平を考える』 岩波書店.

葛西リサ (2017) 『母子世帯の居住貧困』 日本経済評論社.

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課母子家庭等自立支援室「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査結果報告」.

(<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11920000-Kodomokateikyoku/0000190327.pdf>)

小山泰代 (2017) 「親と同居する子世代の実態」『人口問題研究』 73(3): 172-184.

周燕飛 (2014) 『母子世帯のワーク・ライフと経済的自立』 労働政策研究・研修機構.

田宮遊子 (2017) 「親の配偶関係別にみたひとり親世帯の子どもの貧困率—世帯構成の変化と社会保障の効果—」 社会保障研究 2(1):19-31.

西文彦 (2017) 「シングル・マザーの最近の状況 (2015 年)」 総務省統計研究研修所

(<http://www.stat.go.jp/training/2kenkyu/pdf/zuhyou/single5.pdf>)

西文彦 (2012a) 「シングル・マザーの最近の状況 (2010 年)」 総務省統計研究研修所

(<http://www.stat.go.jp/training/2kenkyu/pdf/zuhyou/single4.pdf>)

西文彦 (2012b) 「シングル・ファーザーの最近の状況 (2010 年)」 総務省統計研究研修所

(<http://www.stat.go.jp/training/2kenkyu/pdf/zuhyou/singlef2.pdf>)

西文彦・菅まり (2007a) 「シングル・マザーとシングル・ファーザーの比較分析その 1」 総務省統計研究研修所

(<http://www.stat.go.jp/training/2kenkyu/pdf/zuhyou/singlemf.pdf>)

西文彦・菅まり (2007b) 「シングル・マザーとシングル・ファーザーの比較分析その 2」 総務省統計研究研修所

(<http://www.stat.go.jp/training/2kenkyu/pdf/zuhyou/singlmf2.pdf>)

藤原千紗（2010）「ひとり親世帯をめぐる社会階層とジェンダー」 木本喜美子・大森真紀・室住眞麻子編著『社会政策のなかのジェンダー』明石書店.

不破麻紀子・柳下実（2017）「離死別者の親同居」東京大学社会科学研究所 パネル調査プロジェクト ディスカッションペーパーシリーズ No.103

（英語）

Raymo, James M. and Yanfei Zhou. 2012. “Living Arrangements and the Well-Being of Single Mothers in Japan.” *Population Research and Policy Review* 31(5): 727-749.

Raymo, James M., Hyunjoon Park, Miho Iwasawa, and Yanfei Zhou. 2014. “Single Motherhood, Living Arrangements, and Time With Children in Japan.” *Journal of Marriage and Family* 76(4): 843-861.

Shirahase, Sawako, and James R. Raymo. 2014. “Single Mothers and Poverty in Japan: The Role of Intergenerational Coresidence” *Social Forces* 93(2): 545-569.